

(公社)長野県林業公社の存廃のメリット・デメリット

区分	廃止(県営林に移管)の場合	コメント
メリット	・公社既往債務を三セク債利用により処理することにより、支払利息を軽減できる。	公庫損失補償に係る利息を軽減できる。
	・県有林と一体的な管理により、管理費が縮減される。	事務所費、人件費が削減できる。
デメリット	・廃止後の分収林事業に係る収支が県民に見えなくなる。	経営が県営林事業全体となり、分収林事業の収支が見えない。
	・債務処理に多額の県民負担が伴う。	県債権放棄額219億円(H23末県借入残額(元金+利息))
	・森林資産の代物弁済に消費税が掛かり、新たな負担が発生する。	仮に廃止県を参考に試算すると現在価値評価額は15億円程度となる。
	・契約変更、債務処理、公社解散手続き等に、相当な時間と事務負担を要する。	契約者数3,747人、県職員6名×5年の人件費が掛かる。
	・プロパー職員の再雇用を心配する必要がある。	プロパー職員5名(H24現在)
	・公社分収林1.8万haの事業量増加に伴い、事業量に見合った執行体制が必要である。	県職員等13名が新たに必要である。

区分	存続の場合	コメント
メリット	・国等による支援制度(特別交付税、森林整備活性化資金等)が最大限に活用可能である。	県無利子貸付等への特別交付税措置、公庫無利子貸付資金等
	・企業感覚による更なる努力により、施業カルテの作成や低コストな経営を図ることが可能である。	
デメリット	・県貸付金等の運営財源が必要になる。	平成24年度841,136千円(うち歳入441,854千円)
	・事業地の清算、不採算林の整理に伴う資産の減少により債務超過になる可能性がある。	契約清算等に伴い対象団地に係る県・公庫への借入金償還が生じる。
	・プロパー職員の退職に伴う職員の採用、県職員の派遣が必要になる。	プロパー職員5名、県派遣職員6名(H24現在)